

Kawasakiせいめい保険

1年更新型

申込方法



「死亡・高度障害リスク」に備える保険

ポイント① 団体保険としての割引を適用!

ポイント② 配当金を毎年9月に還元!

*1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。



(過去3年平均配当還元率(年間払込保険料に対する配当金の割合) 約**41.7%**)

30歳男性 保障額1,000万円の場合(過去3年平均<2022年度~2024年度(保険期間: 2022年7月1日~2025年6月30日)>)

※上記は3年間の平均年間払込保険料と配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。また、剰余金が生じた場合の配当金のお受取りには一定の制限があります。詳細については7ページをご確認ください。

ポイント③ 3つの告知による申込み手続きで、保障額は毎年見直し可能!

※健康状態等によってはご加入・増額できない場合があります。

※告知に関しては、38~39ページ「正しく告知いただくために」をご確認ください。

加入できる方

役員、従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)、その配偶者、ごどももお申込みができます。

※詳細については7ページをご確認ください

保険期間

2026年7月1日~2027年6月30日

ご加入後は、毎年自動更新できます。

(注) 保険料は、毎年の更新日に再計算します。

お申込み手続き

新規に加入される方は、専用Webサイトでお手続き、または「申込書兼告知書」を(株)カワサキライフコーポレーション保険事業部 各営業所へご提出ください。本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。

すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(専用Webサイト、「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)

この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方は、専用Webサイトでお手続き、または「申込書兼告知書」をご提出ください。内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、お手続きは不要です。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



意向確認書

ご自身のご意向に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のご意向をお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- 死亡保障・高度障害保障の確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のご意向に合致しているかご確認ください。

● チェック欄

保障内容はご意向に合致していますか。

ご自身が選択された保障額および保険料ならびにその他の商品内容はご意向に合致していますか。

● 保障額と保険料

◇ 加入者の保険年齢は、2026年7月1日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。(例: 35歳7カ月の加入者の方の保険年齢は36歳となります。)

◇ 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は7月給与から)

【本人・配偶者】

対象	死亡保険金額 (高度障害保険金額)	保険年齢 性別	月払保険料(概算)							
			15歳~35歳 (H3.1.2生~ H24.1.1生)	36歳~40歳 (S61.1.2生~ H3.1.1生)	41歳~45歳 (S56.1.2生~ S61.1.1生)	46歳~50歳 (S51.1.2生~ S56.1.1生)	51歳~55歳 (S46.1.2生~ S51.1.1生)	56歳~60歳 (S41.1.2生~ S46.1.1生)	61歳~65歳 (S36.1.2生~ S41.1.1生)	66歳~70歳 (S31.1.2生~ S36.1.1生)
			従業員本人	5,000万円	男性	6,130円	6,670円	7,570円	9,070円	11,320円
女性	5,410円	6,280円			6,760円	7,840円	9,160円	10,510円	12,580円	15,520円
4,500万円	男性	5,517円		6,003円	6,813円	8,163円	10,188円	13,050円	18,018円	24,903円
	女性	4,869円		5,652円	6,084円	7,056円	8,244円	9,459円	11,322円	13,968円
4,000万円	男性	4,904円		5,336円	6,056円	7,256円	9,056円	11,600円	16,016円	22,136円
	女性	4,328円		5,024円	5,408円	6,272円	7,328円	8,408円	10,064円	12,416円
3,500万円	男性	4,291円		4,669円	5,299円	6,349円	7,924円	10,150円	14,014円	19,369円
	女性	3,787円		4,396円	4,732円	5,488円	6,412円	7,357円	8,806円	10,864円
3,000万円	男性	3,678円		4,002円	4,542円	5,442円	6,792円	8,700円	12,012円	16,602円
	女性	3,246円		3,768円	4,056円	4,704円	5,496円	6,306円	7,548円	9,312円
2,500万円	男性	3,065円		3,335円	3,785円	4,535円	5,660円	7,250円	10,010円	13,835円
	女性	2,705円		3,140円	3,380円	3,920円	4,580円	5,255円	6,290円	7,760円
2,000万円	男性	2,452円		2,668円	3,028円	3,628円	4,528円	5,800円	8,008円	11,068円
	女性	2,164円		2,512円	2,704円	3,136円	3,664円	4,204円	5,032円	6,208円
1,500万円	男性	1,839円		2,001円	2,271円	2,721円	3,396円	4,350円	6,006円	8,301円
	女性	1,623円		1,884円	2,028円	2,352円	2,748円	3,153円	3,774円	4,656円
1,000万円	男性	1,226円		1,334円	1,514円	1,814円	2,264円	2,900円	4,004円	5,534円
	女性	1,082円		1,256円	1,352円	1,568円	1,832円	2,102円	2,516円	3,104円
700万円	男性	858円	933円	1,059円	1,269円	1,584円	2,030円	2,802円	3,873円	
	女性	757円	879円	946円	1,097円	1,282円	1,471円	1,761円	2,172円	
500万円	男性	613円	667円	757円	907円	1,132円	1,450円	2,002円	2,767円	
	女性	541円	628円	676円	784円	916円	1,051円	1,258円	1,552円	
300万円	男性	367円	400円	454円	544円	679円	870円	1,201円	1,660円	
	女性	324円	376円	405円	470円	549円	630円	754円	931円	
200万円	男性	245円	266円	302円	362円	452円	580円	800円	1,106円	
	女性	216円	251円	270円	313円	366円	420円	503円	620円	
100万円	男性	122円	133円	151円	181円	226円	290円	400円	553円	
	女性	108円	125円	135円	156円	183円	210円	251円	310円	
従業員の配偶者※	3,000万円	男性	3,678円	4,002円	4,542円	5,442円	6,792円	8,700円	12,012円	16,602円
		女性	3,246円	3,768円	4,056円	4,704円	5,496円	6,306円	7,548円	9,312円
	2,500万円	男性	3,065円	3,335円	3,785円	4,535円	5,660円	7,250円	10,010円	13,835円
		女性	2,705円	3,140円	3,380円	3,920円	4,580円	5,255円	6,290円	7,760円
	2,000万円	男性	2,452円	2,668円	3,028円	3,628円	4,528円	5,800円	8,008円	11,068円
		女性	2,164円	2,512円	2,704円	3,136円	3,664円	4,204円	5,032円	6,208円
	1,500万円	男性	1,839円	2,001円	2,271円	2,721円	3,396円	4,350円	6,006円	8,301円
		女性	1,623円	1,884円	2,028円	2,352円	2,748円	3,153円	3,774円	4,656円
	1,000万円	男性	1,226円	1,334円	1,514円	1,814円	2,264円	2,900円	4,004円	5,534円
		女性	1,082円	1,256円	1,352円	1,568円	1,832円	2,102円	2,516円	3,104円
	700万円	男性	858円	933円	1,059円	1,269円	1,584円	2,030円	2,802円	3,873円
		女性	757円	879円	946円	1,097円	1,282円	1,471円	1,761円	2,172円
	500万円	男性	613円	667円	757円	907円	1,132円	1,450円	2,002円	2,767円
		女性	541円	628円	676円	784円	916円	1,051円	1,258円	1,552円
	300万円	男性	367円	400円	454円	544円	679円	870円	1,201円	1,660円
		女性	324円	376円	405円	470円	549円	630円	754円	931円
	200万円	男性	245円	266円	302円	362円	452円	580円	800円	1,106円
		女性	216円	251円	270円	313円	366円	420円	503円	620円
100万円	男性	122円	133円	151円	181円	226円	290円	400円	553円	
	女性	108円	125円	135円	156円	183円	210円	251円	310円	

※従業員の配偶者の保険料は、配偶者の性別に基づきご確認ください。(上限3,000万円です。)

【子ども】

死亡 保険金額 (高度障害保険金額)	月払保険料(確定)	
	保険年齢 3歳~22歳 (H16.1.2生~R6.1.1生)	
400万円		280円
300万円		210円
200万円		140円
100万円		70円

◇ 本人・配偶者の保険料は概算保険料です。確定保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2026年7月1日)から適用します。なお、上記概算保険料には特別優良割引(※)・健康経営割引を適用しておりますが、この保険契約の加入者数や保険金等のお支払い状況等の変化によって、割引不適用となり、確定保険料が概算保険料より高くなる場合があります。また、保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。

(※)特別優良割引とは、一定の加入率基準、加入者数基準および直前3カ年連続の死亡保険金等支払率が所定の要件を満たす団体に対して適用される制度です。

◇ 年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

◇ こどもの保険料は1人あたりの確定保険料です。

◇ 記載の保険料は、確定保険料を含め、2025年11月27日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

◇ 保険年齢70歳を超えた加入者の保険料については次ページでご案内します。

●保障額と保険料
【本人・配偶者】

対象	死亡保険金額 (高度障害保険金額)	保険 年齢 性別	月払保険料(概算)				
			71歳 (S30.1.2生~ S31.1.1生)	72歳 (S29.1.2生~ S30.1.1生)	73歳 (S28.1.2生~ S29.1.1生)	74歳 (S27.1.2生~ S28.1.1生)	75歳 (S26.1.2生~ S27.1.1生)
従業員本人	5,000万円	男性	34,930円	38,230円	42,010円	46,420円	51,640円
		女性	19,240円	20,950円	22,960円	25,210円	27,610円
	4,500万円	男性	31,437円	34,407円	37,809円	41,778円	46,476円
		女性	17,316円	18,855円	20,664円	22,689円	24,849円
	4,000万円	男性	27,944円	30,584円	33,608円	37,136円	41,312円
		女性	15,392円	16,760円	18,368円	20,168円	22,088円
	3,500万円	男性	24,451円	26,761円	29,407円	32,494円	36,148円
		女性	13,468円	14,665円	16,072円	17,647円	19,327円
従業員の配偶者※	3,000万円	男性	20,958円	22,938円	25,206円	27,852円	30,984円
		女性	11,544円	12,570円	13,776円	15,126円	16,566円
	2,500万円	男性	17,465円	19,115円	21,005円	23,210円	25,820円
		女性	9,620円	10,475円	11,480円	12,605円	13,805円
	2,000万円	男性	13,972円	15,292円	16,804円	18,568円	20,656円
		女性	7,696円	8,380円	9,184円	10,084円	11,044円
	1,500万円	男性	10,479円	11,469円	12,603円	13,926円	15,492円
		女性	5,772円	6,285円	6,888円	7,563円	8,283円
	1,000万円	男性	6,986円	7,646円	8,402円	9,284円	10,328円
		女性	3,848円	4,190円	4,592円	5,042円	5,522円
	700万円	男性	4,890円	5,352円	5,881円	6,498円	7,229円
		女性	2,693円	2,933円	3,214円	3,529円	3,865円
	500万円	男性	3,493円	3,823円	4,201円	4,642円	5,164円
		女性	1,924円	2,095円	2,296円	2,521円	2,761円
	300万円	男性	2,095円	2,293円	2,520円	2,785円	3,098円
		女性	1,154円	1,257円	1,377円	1,512円	1,656円
	200万円	男性	1,397円	1,529円	1,680円	1,856円	2,065円
		女性	769円	838円	918円	1,008円	1,104円
100万円	男性	698円	764円	840円	928円	1,032円	
	女性	384円	419円	459円	504円	552円	

※従業員の配偶者の保険料は、配偶者の性別に基づきご確認ください。(上限3,000万円です。)

◇上記は概算保険料です。

確定保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2026年7月1日)から適用します。

なお、上記概算保険料には特別優良割引(※)・健康経営割引を適用しておりますが、この保険契約の加入者数や保険金等のお支払い状況等の変化によって、割引不適用となり、確定保険料が概算保険料より高くなる場合があります。

また、保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。

◇同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

◇加入者の保険年齢は、2026年7月1日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

(※)特別優良割引とは、一定の加入率基準、加入者数基準および直前3カ年連続の死亡保険金等支払率が所定の要件を満たす団体に対して適用される制度です。

当パンフレットには川崎重工工業株式会社と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。「正しく告知いただくために」とあわせてお申込み前に必ずお読みください。
 なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。
 専用 Web サイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

●加入資格

以下の加入資格を満たし、かつ専用Webサイトまたは「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる方もしくは「被保険者の告知書」を提出いただき保険会社が承諾した方。
 以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

本人	川崎重工グループに勤務する役員・従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)の方で 新規加入・増額は、 年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下 (昭和31年1月2日～平成24年1月1日生まれ)の方。 継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
配偶者	この保険に加入している役員・従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)の配偶者(入籍者のみ)の方で 新規加入・増額は、 年齢満18歳以上70歳6カ月以下 (昭和31年1月2日～平成20年7月1日生まれ)の方。 継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
子ども	この保険に加入している役員・従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)の方が扶養することも(※)で 年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下 (平成16年1月2日～令和6年1月1日生まれ)の方。 ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。 この場合、保障額は同一となります。 (※)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

<ご注意> ①ご加入後に病気になるられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
 ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
 (同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
 ③配偶者・子どものみで加入することはできません。(必ず本人も加入してください。)
 ④配偶者・子どもは、**本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。**
 ⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
 ⑥本人が退職・転籍等で上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約から脱退となります。

●効力発生日および保険期間

- ◇効力発生日：**2026年7月1日**
- ◇保険期間は**2026年7月1日～2027年6月30日**までです。以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
なお、原則、退職以外の事由により、保険期間の途中で脱退することはできません。
- ◇退職者の方は保険料を控除した月の末日まで保障し、翌月から脱退扱いとなります。

●配当金

- ◇この保険契約は、1年ごとにグループ内で収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、加入者に配当金を受取り**いただくしくみになっています。
 配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- ◇保険期間の途中で脱退された方は配当金をお受取りになれません。

●受取人

- ◇本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- ◇配偶者・子どもの死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- ◇本人および配偶者の高度障害保険金受取人は加入者ご自身です。
- ◇子どもの高度障害保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

●この保険契約から脱退いただく場合

- ◇本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- ◇更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- ◇配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障害保険金が支払われた場合には、本人が高度障害状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- ◇この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。
 (例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)

●加入内容の確認

- ◇加入契約内容については、加入者ダイレクト(Webサービス)からご確認ください。詳細については、Kawasaki保険総合サイトをご確認ください。

●保険金の年金受取り

- ◇保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。
 ※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。
 ※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年 ・ 10年	定額型 (一定の年金年額を受取る)	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り (6カ月ごと) ③年4回受取り (3カ月ごと)	以下のいずれかを選択 (2月1日) (5月1日) (8月1日) (11月1日)	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】
 ・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下の方法となります。
 ○利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(措置期間)の配当金のお支払方法について】
 ・所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。
 (*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
 ※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。

●保険金のお支払いについて

◇死亡保険金

引受保険会社は、加入者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

◇高度障害保険金

引受保険会社は、加入者がこの保険契約への加入日(※1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(※2)に定める高度障害状態のいずれかになられた場合、高度障害保険金をお支払いします。なお、上記によって高度障害保険金が支払われた場合には、この保険契約のその加入者に対する部分は、高度障害状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障害保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(※1)その加入者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(※2)対象となる「高度障害状態」とは

- 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障害状態に関する補足説明～

- 1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
(1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはしゃくの障害
(1)言語の機能を全く永久に失ったものとは、次の3つの場合をいいます。
① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不能となり、その回復の見込のない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
(2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

●保険金をお支払いしない場合等

【主契約】

◇引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・加入者の自殺。ただし、その加入者がそのご加入(※1)日から起算して1年を超えて継続して加入者であった場合には、保険金をお支払いします。
・保険契約者・加入者の故意。
・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
・戦争その他の変乱。(※2)

(※1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(※2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された加入者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障害保険金】

◇高度障害保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(※1)時以後に生じた場合にかぎります。(原因となる傷病がご加入(※1)前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。したがって、原因となる傷病がご加入(※1)前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障害保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

- 告知義務違反による解除の場合
ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または加入者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその加入者のご加入(※1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
○詐欺による取消の場合
保険契約者または加入者の詐欺により、この保険契約の締結・加入者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその加入者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
○不法取得目的による無効の場合
保険契約者または加入者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・加入者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその加入者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
○保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
○重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその加入者に対する部分を解除することがあります。
(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)
① 保険契約者、加入者(死亡保険金の場合は加入者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
③ 保険契約者、加入者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、加入者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

●退職後の制度について

【他の保険(個人保険)のご案内】

◇退職時までKawasakiせいめい保険に継続して2年を超えて加入していた退職者本人・配偶者・子どもについては、Kawasakiせいめい保険脱退日から1カ月以内に加入手続き(一時払の場合には保険料のお払込みも含む)が完了すること、退職時の加入保険金額の範囲内であることを条件として、告知・診査なしで以下の個人保険に加入することができます。
・終身保険、養老保険

この場合に適用される契約年齢と保険料率は、個人保険加入時点の年齢に基づきます。また、個人保険商品によって加入いただける保険金額・契約年齢等に制限があります。

<保険料会社負担による保険>

当制度では、会社が保険料を負担して、以下のとおり保険会社と保険契約を締結しています。従業員の方に万一の事態が生じた場合、社内規定に基づいてご遺族にお支払いする社長香典に保険金を充当します。特段のお申出がない場合には、当件について同意したものとみなします。また、保険料会社負担による保険の加入対象者の個人情報の取扱いは、当パンフレットに記載している個人情報の取扱いのとおりです。

Table with 2 columns: 加入対象者, 保険金額, 保険金受取人. Content: 川崎重工業株式会社、カワサキモータース株式会社、川崎重工業株式会社在籍の従業員(試用社員、契約社員、実習生、嘱託を除く); 死亡保険金額・高度障害保険金額 一律100万円; 労働者災害補償保険法第16条の7に基づく従業員の遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順(※)) ※高度障害保険金の受取人は本人(主たる被保険者)です。

(*) 子・父母・孫・祖父母については加入対象者である従業員の死亡当時、従業員によって生計を維持されていた者が優先されます。詳細については条本文をご確認ください。

※本人(主たる被保険者)のご加入が、保険料会社負担による保険のみである場合、配偶者・子どもはご加入になりません。また、配偶者・子どもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担による保険は含まれませんので、ご注意ください。